

山口労発雇均 0713 第 1 号
令和 4 年 7 月 25 日

関係団体の長 殿

山口労働局長



女性活躍推進法に基づく省令・告示の改正について（周知依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にありますが、他の先進国と比較すると依然として大きい状況にあります。そこで、男女間賃金格差の現状を踏まえ、更なる縮小を図るため、女性活躍推進法に基づく情報公表項目に「その雇用する労働者の男女の賃金の差異」を追加するとともに、常用労働者 301 人以上の事業主については当該項目の公表が義務化され、令和 4 年 7 月 8 日より施行されています。

つきましては、別添リーフレット「女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 女性の活躍に関する『情報公表』が変わります」を送付しますので、所属会員及び関係団体に対する周知をお願いいたします。

なお、女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等課題を抱えている事業主を支援するために「女性活躍推進センター」（厚生労働省委託事業・株式会社東京リーガルマインド運営）を設置し、改正内容への対応、一般事業主行動計画の策定及び行動計画策定後の課題や目標達成に向けた取組推進等への個別支援や説明会の開催を行っております。

別添リーフレット「女性が活躍する新たなステージへ あなたの企業の女性活躍をきめ細やかに支援します!」、「女性活躍推進説明会・相談会2022」も併せて送付しますので、女性活躍推進センターの利用勧奨をお願いいたします。

担当

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 赤尾

室長補佐 佐伯

電話 083-995-0390